



を取つておるのではないかと思います。收容者の方におきましては、監獄法の規定いたすことによりまして、確定の受刑者として刑務所に收容いたします際には一様に取つておるそでございます。

○松井道夫君

現在その指紋を保管し

ておる保管の責任のある所はどこなん

でありますか。又犯罪關係以外で指紋

を取るということがあるかどうか。そ

れを伺いたい。

○政府委員(岡咲忠一君)

この受刑者

の指紋につきましては、法務廳の矯定

総務局で保管いたしております。一般

犯罪者の指紋につきましては、確か警

視廳と大阪、名古屋でございましたか

警察に保管いたしておるようになつて

おります。尙この犯罪者以外の指紋

を取つておりますかどうかですか。或い

は行政官廳あたりで何が必要によつて

そういうものを取りつておるところがあ

るかも分りませんが、現在承知いたし

ておりません。

○委員長(伊藤修君)

外に御質問が

なれば、これで質疑を終局することに

て、直ちに採決に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修君)

では質疑を終局

いたします。討論を省略いたしまし

て、直ちに採決に移ることに御異議ございませんか。

〔総員起立〕

○委員長(伊藤修君)

全会一致可決し

たものと決定いたしました。尙本会議に

おける委員長の口頭報告の内容につきましては予め御了承を願いたいと思ひます。本案に御賛成の方の御署名を願います。

多数意見者署名

斎 武雄

大野 幸一

松村眞一郎 深川タマエ

來馬琢磨 岡部 常

松井 道夫 遠山 丙市

たり、或いは極く小さい紙片に参考事項を記入したものひそかに利用してあります。その不正行為に対しましては、不正行為としては、数人の受験者に対比いたしますと誠に僅少と言つて差支ないと考えます。

○大野幸一君

鬼丸委員からもそうい

う質問がありましたが、私が曾つて質

問しておつたことを今記憶しております

が、私の質問は試験委員若しくはそ

の当時、内閣でやつてた當時の内閣

管理において不正行為をしたかどうか

かどうか。それからそれがどういうふ

うな処分を受けたか。その点について

説明をお求めになりましたのにつきま

してお答えを申上げます。実は司法省

の廳舎が戦災を蒙りましたために、昭

和十七年以前のこの高等試験司法科試

験の関係書類が焼失いたしましたの

で、十七年以前の調査につきましては、

これを行うことができませんでしたで、お答

えできのものを非常に遺憾といたしま

す。昭和十八年から昭和二十三年まで

の試験についてお答え申上げたいと思

います。尤も昭和十九年と二十年とに

は試験を行いませんので、甚だケーブ

スが乏しいわけでございますが、昭和十

八年から二十三年までの間の不正行為

について検討いたしますのに、大体

二年間に一人の割合、言い換えれば三

件くらいの不正事件があつたのでござ

ります。どういう不正があつたかと申

じますと、試験に使います六法全書に

参考條文を記入して受験をいたしまし

たの御意見としては司法試験を最高裁判所の所管にいたしたいという御意見のようですが、最高裁判所は非常に裁判が忙しいのであつて、行政の方の負担はちつとも感じていて、不正行為としては、数千人の受験者に対比いたしますと誠に僅少と言つて差支ないと考えます。

○大野幸一君

鬼丸委員からもそうい

う質問がありましたが、私が曾つて質

問しておつたことを今記憶しております

が、私の質問は試験委員若しくはそ

の当時、内閣でやつてた當時の内閣

管理において不正行為をしたかどうか

かどうか。それからそれがどういうふ

うな処分を受けたか。その点について

説明をお求めになりましたのにつきま

してお答えを申上げます。実は司法省

の廳舎が戦災を蒙りましたために、昭

和十七年以前のこの高等試験司法科試

験の関係書類が焼失いたしましたの

で、十七年以前の調査につきましては、

これを行うことができませんでしたで、お答

えできのものを非常に遺憾といたしま

す。昭和十八年から昭和二十三年まで

の試験についてお答え申上げたいと思

います。尤も昭和十九年と二十年とに

は試験を行いませんので、甚だケーブ

スが乏しいわけでございますが、昭和十

八年から二十三年までの間の不正行為

について検討いたしますのに、大体

二年間に一人の割合、言い換えれば三

件くらいの不正事件があつたのでござ

ります。どういう不正があつたかと申

じますと、試験に使います六法全書に

参考條文を記入して受験をいたしまし

たということを申されたのであります。が、或る人の間に答えられた。併しそれは全く裁判が忙しいのであつて、行政の負担はちつとも感じていて、行政の方の負担はちつとも感じていて、不正行為としては、裁判官がこの事務に精力を取られまして、不正行為をして、この試験を更に管理するということになると、ますます事務が増えて、今の最高裁判所の裁判所の負担は殆んど物の数になつております。この司法試験を仮に管理いたすとしたいたいと思います。

○説明員(内藤頼博君)

最高裁判所に

あることを仄聞するのであります

が、その点について最高裁判所の意見を伺いたいと思います。

○説明員(内藤頼博君)

最高裁判所の意見

を伺いたいと思います。

ます。附則の四に「高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす」こう書かれています。これは非常に結構なことであります。それなれば高等試験の行政科、外交科において合格した者は他の試験科目をいわゆる將來の司法試験の科目にして、前に受けざるものについてこれを受験したならばいいという意味の附則がないのですが、これは片手落だと思うのです。前のときの司法試験だけに限る必要はない、行政科、外交科に合格した者も他の科目について新らしい試験を受けねばいいのだとして片手落だと思う。若し古い法律時代であるからと、いうことならば、高等試験の司法科だけ古いのです。相当最高裁判所辺りの裁判事でも昔試験を受けられた人が多い。一度試験を受けたならばまあ何とか、こうしたこと。

それからこの附則では明らかであります。

ませんが、大正十二年前に帝國大学法

律科なんか卒業した人はどうなん

しようか。この点について若しその

達が資格があるならば、当然古い時

の試験を受けたからといって私が先程

申ました教説をしないというわけは

ない。やはり双方から一つ御意見を承

りたいと思います。

○政府委員(岡咲怒一君) 第一のお尋

ねでございますが、高等試験の他の試

験に合格した者に対する受験上特權と

申しますが、試験科目を免除するとい

うふうな規定を置かないか、というお尋

ねでござりますが、これは今大野委

員も仰せのように考え方によりま

してあります。それは免除科目にする方

がいいとこう考えますし、先程の帝國

大学法律科を出した人をまだ司法試験を

受けおりません。曾て行政科試験に合

格しました者は、多く旧憲法下におけ

る憲法その外重要法律につきまして試

験を経た者でありますので、その行政

科試験に合格したその科目について特

にこの試験を免除するということは適

当でない、やはり折角他の科目につ

いて新らしく試験をするのであれば、新

しい憲法下において施行されており

ます新法律についてやはり一應検討を

するということをいたさなかつた次第

然ばく司法科試験に合格した者につ

いて、当然この法律による司法試験に

合格した者とみなすという規定は行過

ぎではないか、ということに相成ると存

づるのでござりますが、これは現在

の裁判官或いは検察官、弁護士、この

資格全体を検討いたします際に、やは

り曾て一つの資格として認められまし

て、すでに既得権を生じました者につ

いて、それを全部奪つて又試験をやり

替えるということになりますと、外と

交科は昔の法律で、受験合格者は今自

分は他の科目さえ受けなければ、まあそ

の弊害が除かれる、こういうことであ

ります。それなればそういう人に對しては

憲法だけを必須科目とすれば、まあそ

う考えについては一應うなずかれま

す。新憲法當時の法律であるから、新

しい憲法に副うところの法律をとい

う考えについては一應うなずかれま

す。それなればそういう人に對しては

憲法だけを必須科目とすれば、まあそ

参りますれば、そちらで行うべきものであるというお考え、誠に私共も御尤もと存しております。結局それまで一体どこが所管するかということになりますと、現在の法制の上ではやはり最高裁判所が所管することが最も自然であり無理のないところであるというふうに考えるのであります。実はこの問題は何か裁判所側から申しますれば、一つの権限を法務廳から取りたいといふような印象をお與えするのではないのかと思いまして、非常に私共から申上することは憚かられるような感じがいたしますのであります。先に日本弁護士連合会におきましても、最高裁判所が所管すべきであるという決議をされましたよなわけでございまして、現在の法制から考えまして最も自然的な方法は、やはり最高裁判所が所管することになるだろうというふうに私共は考えていた次第でございます。以上簡単でございますが御説明申上げました。

つの資格を與えるというふうに考えて、もよい問題であると考えております。それから若し研修所が法務廳になつたらどうかというお問い合わせございますが、これは先程申上げましたように、裁判官、検察官、弁護士を「一体」といたしました法曹の養成という点から考へました。司法修習生といふものの性質から者を選ぶ出発の試験もやはり最高裁判所が最高裁判所に置かれることになります。私共の考え方では司法修習所が最高裁判所に置かれることが最も自然で妥当であると同様に、やはり司法修習生を選ぶ出発の試験もやはり最高裁判所で行なうこと自体が司法修習生というものの性格から自然であり妥当と考えるわけでござります。

てという考え方から、最高裁判所が所轄するものが自然妥当であると申上げたのでありますて、それは憲法上とか或いは物事の本質から現在の法制を離れての意見ではございません。

○松村眞一郎君 よく分りました。現在の法制上から考えて、司法試験といふもの、司法試験と申しますが、試験の名称は別として、この試験は裁判所でやつた方がよからうということになりますから、根本論は今日は止めて、現在の制度の下であつたならばそれが自然であるのでありますから、立法論としては、根本論は今日は止めて、現在の制度の下においてそういうふうにお考へになつて結構だと思ひます。

○松井道夫君 私は、私見でござりますが、憲法の三権分立の思想を徹底いたしますれば、苟くも行政廳が司法の裁判所法を中心とする一連の現在の法制の下においてそういうふうにお考へになつて結構だと思ひます。

○説明員(内藤謙博君) 要するに司法修習生或いは司法研修所といったようないふべき裁判所法を中心とする一連の現在の法制の下においてそういうふうにお考へになつて結構だと思ひます。

分立の根本に遡つて考えなければならぬ問題じやないかと存ずるのであります。ですが、その点についての最高裁判所側の御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(内藤頼博君) 誠に御尤もな御意見と存じます。新らしい憲法の下におきまして、從來の憲法と違いまして、立法、司法、行政という三権をけつとり分立をさせました建前からいたしまして、法曹と申しますか、司法法に関する人達の問題を当然司法の面において扱うということは、私共全く御同様に考える次第でございます。ただ牛歩程現在の法制の下においてと申上げましたのは、具体的な試験なり或いは研究なりを然らば司法の面においてどこで行うかということになりますと、これは法制の立て方によりまして最高裁判所に置くとも考えられますし、或いはやはり司法の面において公法的な存在となりまする日本弁護士連合会といふようなものを考えてもいいわけございまして、要するに司法行政機関において扱うべきであるという本においては、全く御意見の通りであります。

○説明員(内藤謙博君) その点はむずかしい問題だとは存りますが、アメリカなどの例を見ますと、弁護士の資格の附與ということはやはり裁判所が決つておるようであります。これを司法行政と名付けるか、或いは一般行政として行政の觀念のしようこだと思ひますが、廣い意味におきましては司法行政とうふうに考へても差支はないではないか、というふうに考へております。

○松村眞一郎君 今司法行政の定義について論議する必要はないと思ひますけれども、併しこれはもう常識で考へなければならんと思います。司法権を行使の上に必要な行政といふことでありますよう、司法行政といふのは……。そうしますと、修習生を養成するところは司法権の行使にちつとも必要なじやない、それよりもっと全般的のものでありますから、司法行政にあらざることは從來の解釈上当然であると田中君が考へておられます。

それから今いろいろアメリカのことをおつしやいましたけれども、日本の現状にやはり即して考へなければいけないと私は思うのです。その点について最高裁判所の方はどういうふうにお考へになつておるかという意味でお尋ねするのですが、アメリカのような制度であれば弁護士から裁判官になり、大学の先生になると、いろいろなことにならざるを得ない、これが現状でも、日本の現状はどうであるかといふことは、裁判官が弁護士になられることが相当ある。そういう状態から見れば、裁判官が弁護士にならざることが相當ある。そういう状態から見ますと、日本は新らしい憲法の下で漸く弁護士が大分裁判官におなり



國語というものが入るものかどうか、その点をお伺いいたしたいと思いま  
す。

○政府委員(岡咲恕一君) 松井委員のお尋ねの社会法或いは経済法という概念が、どれだけの拡がりを持つておりまするか、お言葉自体で十分了解がつかないのでござりまするが、一般教養科目の中で考えられる社会法学的な、或いは社会学的な、或いは経済学的な基礎知識というふうなものは、この第1次試験の方で或る程度検定を受けるであろうと、かように考えておりま

それから外國語の問題でござりますが、実はこの第一次試験が如何ように行われまするか、これは司法試験管理委員会において慎重に御検討を願い、そこで御決定願うのが適当と考えまして、起案者といたしましては、実は細目までは十分の研究をいたしておるわけではありません。一應斟酌されますれば、人事院で行われました先般の公務員の採用試験というふうなものがテスト形式になるであろうとは考えております。果して外國語をその場合に当然科目の中からお選びになつて何らかの方法で試験なさるかどうか、これは専ら試験管理委員会において御決定になるであろうと考えます。

は、法典としての民事訴訟法を検討したことは勿論であります。これに関連のある最高裁判所の規則というふうなものも、もとより試験されることと考えております。行政法といふよりも、法文の行政法ばかりでないに、それに関連のある社会的ないろいろな問題、或いは税法は勿論これは入るであろうかと考えております。私が学校で教育を受けました当時の法律学と現在の法律学との間には、相当の開きがあるであろうと考えておるのでござりまするが、成るべくこの法典の字句通りの解釈だけでありませんで、その法典の持つ社会的な意味、或いは経済生活、國家生活各方面との関連において社会秩序というものを見付けて、それを正確に理解するということが、私は本当の法律学であろうかと考えますので、そのためには、例えば商法というものを例に取上げて見ましても、経済生活、殊に最近における変動の甚だしい経済現象というものに対する十分な理解がなければ、企業体としての株式会社法というのも十分理解されないわけでござりまするから、形は如何にも法律の試験のように見えおりましても、その試験の中に今は十分経済的な、或いは社会的な、或いは歴史的な社会に対する理解というものが十分でありませんと正しい回答を考えることとは困難である、かように考える次第であります。従いまして、試験科目の選び方といたしましては、如何にも法律偏重のように見えますけれども、試験のやり方というものによりまして、ただ單に條文の解釈だけでなしに、もつと深いその人の持つている学力というものが、十分テストされ

べになりました社会法、或いは経済法というようなものを特段に採上げなかつた次第でござります。

○松井道夫君 どうも試験科目の点でありまするが、いわゆる六法といったような昔のいわゆる法律、どうも考究方が少し古いのじやないか。この法律の規定のことを申上げるのでありますが、僅かに労働法といふものが出で参りまして、これに新味を加えているに過ぎない。私共が法律を学びました頃はそれでよかつたのであります。ところがその後法律学の進歩で、今の社会法或いは経済法の分野といふものが急速に開拓されたことは申すまでもないことであります。或る程基礎学科の一般教養科目、これは学校教育法のものを大体目標にしておられるようでありまするが、これは基礎的、今の社会学なら社会学、経済学なら経済学といふものを主として試験さればいいのじやないかと思うのであります。要するに一般教養において将来法曹となるに適当なものであるかどうかということを試験される。第二次試験は更に具体的に法曹として法律事務を扱う実力ありや否やということを試験されるので

あります。今の社会法、経済法とい  
ましても、勿論まだどの範囲のもので  
あるかということは、定説はないかも  
知れませんが、併しながら現実にそ  
ういう法律が多々あるのです。こ  
れは経済統制法は多少経済法というも  
のと範囲は一致は勿論いたしません  
が、併し経済統制法は毎日の裁判で問  
題になつてることは、先程松村委員  
の言われた通りであります。ですから  
その社会法、経済法というその範囲で  
どういう法律を出されるか、ということ  
は、それはその管理委員会で適当に決  
められるのも結構であります。ここ  
に社会法、経済法を入れておかなけれ  
ば、これから若い法律学徒が父從來  
私共が学校で習つたような法律ばかり  
に没頭いたしまして、新らしい部面の  
法律が開拓されて、その法律学が遅れ  
るのみならず、又新らしい社会の進運  
に即しないような法律ができ上る憂え  
が多分にあるのです。私の感じ  
をいたしましては、どうしてもそうい  
つた部面のものを加えなければまずい  
のじやないかと思うのであります。が、  
更に重ねて御意見を伺いたいと思いま  
す。

と、非常に廣い選択を認めましたこと  
が、今松井委員のお示しになりました  
ような結果を必ずしも得ているとも考  
えないのでござります。それから詳い  
試験科目といたしまして、憲法、民  
法、刑法とござりまするが、これはた  
だ憲法は暫く措きまして、民法、刑法  
といたしましても、必ずしも民法典、刑  
法典といふものに限定をいたすわけで  
はございませんで、いわゆる実体法と  
しての民法、実体法としての刑法とい  
うものが、試験されるだらうと思いま  
す。そうしてお説のように、経済学、或  
いは社会学、或いは社会法といふもの  
の深い理解が必要であることは、私も  
全然同感でございまするが、民法或い  
は刑法といふものを正しく理解いたし  
ますためには、その前提としての知識  
として、社会或いは経済現象に対する  
十分の理解がありませんと、結局法文  
の形だけの解釈しかいたしませんと、  
本當の精神のある解釈は、私は不可能  
だと考えます。従いまして民法、刑法  
というふうな試験を通しても、その人  
に十分の社会的な、経済的な、或いは  
政治的な理解といふもの求めること  
は、試験のやり方によりましては、必  
ずしも不可能ではない。むしろこれは  
入れた試験も可能であろうかと考えま  
す。殊に憲法といふことになります  
と、これは條文をただ論理的に解析し  
ただけでは、本当の意味はとより理  
解することはできませんで、これは人  
間の生死或いは歴史、それから各本條



弁護士連合会の方から弁護士会に出す、従つてこの通知を受けた弁護士会は、さつきの懲戒の請求を受けた事由によつて、若し懲戒相当ならば、更に懲戒相当の手続を取り、或いは手続が進行していかつたならばこれを促進する、更に若し軽かつた場合には、これを差戻しの形式で軽過ぎるという旨を通知するということになるのだと考えます。勿論この間において原弁護士会に送り戻すことが不都合だと思えば、日本弁護士連合会が第六十一條の規定によりみずから懲戒権を行うといふこともあります。これは例外的な措置と考えております。更に又異議の申立てに理由がないときは棄却するなど、こうなると解釈いたしております。

○松井道夫君 みずから懲戒するような事態がある場合に、原弁護士会の不當に軽い処分を取消すということはできないのです。取消した上で懲戒をするということになるのでございましょうか。

○衆議院法制局參事(福原忠男君) 御質問のように、或いは取消すというところまで認めるのが、日本弁護士連合会の性格上或いはよいかということも十分考えられます。併し原案といたしましては、そのような場合に一應原弁護士会に戻すことを建前として規定いたしました。

○松井道夫君 第四十七條に「弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。」ということで、会員が二本建になつておるようですが、他面第四十五條によりますと「全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。」とあつ

て、弁護士会の連合会というようになります。従つてこの連合会の構想を如

く、日本弁護士連合会は日本弁護士連合会は全國の弁護士会が建てるん

ど、而もその会員はその弁護士会だけではなくて個々の弁護士まで含むとい

う二重性格をとつたのは、多少おかしくはないかという御質疑をお聞きしましたのであります。併しこれは日

本弁護士連合会といふものは、先般來

申上げましたように、特殊の弁護士と

いう高度の法律家の自治的機関である

といふ点で、初めて発足するようなも

のでござりまするし、この場合個々の

弁護士に対する全國的な指導監督と申

しますが、そのような統制機関が必要であるということを考え、かたゞ又

全国にござります弁護士会の指導連絡

機関も必要であると、そうすると二つ

あるべき刑罰の改正が、本國

の根柢であるべき刑法の改正が、本國

更生法の三十三條の四号といふもの

ノ二の規定により、遵守すべき事項を定めて刑の執行を猶予されている者

の第四号において、「刑法第二十五條

ノ二の規定により、遵守すべき事項を

定めて刑の執行を猶予されて

いるふうに改めてあります。尙、予

防更生法案の提案理由中にもありま

しょうとするには、言うまでもなく刑

法及び刑事訴訟法、或いは監獄法等の

關係條項を改正しなければならない

ことになる。ところがこの点に対す

ることができるということなのだとい

うことであります。先般のこの委員

会において同僚委員からの質問によりますと、若しこの対象となるべき範囲

が狭くなるならば、この予算の範囲に

おいて残りの分に厚く予算を活用する

ことができるということなのだと認められた者

について條件を附けて保護觀察に附す

ましたが、これは大変私は誤った考

えではないかと思います。政府の方

で、衆議院が刑法の改正案が通過せず

と雖も、尙且つ仮出獄、或いは恩赦に

関する方面がこの対象となり得るか

ら、この法案はどうでもこの議会中に

通過せしめなければならない」というお

氣持であるか。すでにこの法案という

ものは刑法の改正がない限りにおいて

は、満身創痍で、殆んど半身不隨的な

法案としスタートを切ることになると

思ふが、そういうことになるといった

ましたならば、政府としましても、恐

らく從來の考え方に対しましては重大

なことがあります。果してそれといたしまし

たならば、この予防更生法中の恐らく

何ようにするかということと、可なり

に質疑がなければこの程度において質

疑を終局することに御異議ございま

す。

○衆議院法制局參事(福原忠男君) この点は、日本弁護士連合会の構想を如何ようにするかということと、可なり

に論ぜられた点の一つなの

でござります。そうして今御指摘のよ

うに、或いは條文上、片方は日本弁護士連合会は全國の弁護士会が建てるん

だと、而もその会員はその弁護士会だ

けでなくて個々の弁護士まで含むとい

う二重性格をとつたのは、多少おかしくはないかという御質疑をお聞きしましたのであります。併しこれは日

本弁護士連合会といふものは、先般來

申上げましたように、特殊の弁護士と

いう高度の法律家の自治的機関である

といふ点で、初めて発足するようなも

のでござりまするし、この場合個々の

弁護士に対する全國的な指導監督と申

しますか、そのような統制機関が必要であるということを考え、かたゞ又

全國にござります弁護士会の指導連絡

機関も必要であると、そうすると二つ

あるべき刑罰の改正が、本國

の機関を建てるということも十分考

えられるのですが、経費その他の関係、

運営の面から考えて、これを一本に

するといふことが組織の簡明化にもな

ります。それで尙日本弁

護士連合会の今後の会の運営、経費と

いう会計の面からも考慮していること

も附加えて置きたいのでござります。

○委員長(伊藤修君) それでは便宜こ

とで司法試験法案を議題に供します。

午前中に引き続き質疑をいたします。別

この刑法の改正について尙疑義があ

ります。

○委員長(伊藤修君) では質疑は終局

いたします。では討論に入ります。

○松井道夫君 討論は後刻に延期され

ることを願います。

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつ

と速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつ

と速記を止めることを願います。

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつ

と速記を止めることを願います。

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつ

と速記を止めることを願います。

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつ

と速記を止めることを願います。

○委員長(伊藤修君) 只今松井さんの

申入れに対して如何でしよう。ちよつと速記を止めることを願います。

おいてなさるのだ。その際全面的に保護観察に附するという、從來ならば無條件で執行猶予にしておつた事案が保護新規に附せられるということになりますと、又刑法の改正ということは重大でもあります。更に又進んで、保護観察の実績によつては將來宣告猶予という制度を保護観察と並行して、刑法の改正案にありますような宣告猶予制度を探るといふことも考えられることではないか。もう少し考えてやることがよろしいのではないかというような考慮の下に、現行法通り現在は十八歳未満の少年について禁錮又は懲役について執行猶予ということになりますと、当然保護観察に附することになつてゐるのでございます。その程度まで引下げたらどうか、そういうような御意見で御修正になつたよう伺つたのであります。この三十三條は保護観察の対象としたしましては、少年法二十四條によりまして、家庭裁判所が第一号処分といたしまして、地方少年保護委員会の観察に付するという決定をなさる分も相当數ござります。それから少年院から仮退院するということも相當数ござります。又仮出獄につきましては、昨年度の統計によりますと五分の四是満期釈放によつて出る者が一人であります。これにつきまして保護委員会というものがございまして、或る程度のことをいたしました。これに対しまして仮出獄で出る者が四万二千人あるというような統計になつてゐるのでございます。從來これにつきまして保護委員会というものがございまして、或る程度のことをいたしました。又少年につきましては、少年審判所の少年保護司というものがございまして、或る程度の観察をい

たしておつたのでござりまするが、その開放の期間、取消の期間、そういうものと保護観察の期間と保護の統計をやつておつた関係上、又少年につきましては少年審判所が審判という裁判的な審判の仕事に忙殺されておつた関係上、十分の保護観察を加えることができなかつた次第であります。御承知のように犯罪が非常に殖えて参りまして、收容施設が非常に超満員のような現状にありまして、假出獄の制度もできるだけ活用してやる、やらなければならんという情勢にありますので、犯罪者予防更生法を提案した次第でござります。四号を改正することによつて或る程度の対象者の数も出ると思う次第でございますが、その他にもかような対象者もござりまするし、又お話をごとくこの委員会が恩赦の仕事も担当する。恩赦の調査をしたり、内閣に意見を出すといふような仕事もございますが、語弊があるかも知れませんが、相当関係もありまするので、相当数の仕事があるわけでございます。むしろ大部分のものは、大部分と申上げますと聊か語弊があるかも知れませんが、相当仕事は大量にあるわけでございます。一方又二億円という予算是、從來の少年審判所の從來の司法保護委員会をしてしまった予算でございました。今度の経済九原則の関係上新規の事業を認めないと、いう建前で、從來の予算で從來の人員で大体やることに相成つた次第でございまして、私共提案者といたしまして、できるだけ沢山の執行猶予の者を引受けることによりまして、從来ならば執行猶予にならなかつたような方を保護観察という條件の下に執行猶予になる。そして保護観察を十分にやることによつて本人の更生を図ること

だらうかと私は思います。執行猶予の取消よりも、むしろ起訴猶予の方が再犯の数においては驚くべき私は統計になつてゐるのではないかと思つてゐる。そこでこうしたような事実、この今日の社会状態に即する本当に生きた施設になそうとするには、この面に対しましても私は深く考慮を拂ひ、何とか適切な方法をお考え願わなければならんじやないか。成る程これら施設をなそうとするには相当な予算を要しますが、併し戦争のもたらしました結果として、青少年の受けますと、何とか適切な方法をお考え願わなければならんじやないか。成る程これらはむしろ戦争ということを仕出かしました跡始末としては当然これは國家の義務として、こうした不良化に直面いたしております者を防止することは、私は戦後の事務処理の一つとしても当然なさなければならんことはなからうかと思う。従つて予算の二億や五億の問題ではない。かようと思つておつたのであります。ところがどうぞ、政府と研究を重ねられてできました案が今度の予防更生法案であります。たゞこの面に対しても、一つ万全の策を以て向はなければならんということで、政府と研究を重ねられてできました案が今度の予防更生法案であります。しかし、それにしては余り前触ればかりで、実を擱んでいいらしいことになります。なぜなら、全く声の法案であります。殊にこの刑法の改正ない限りにおきましては、先程も申上げました通りに、更生法制定の殆んど対象となるべき大部分といふものが除かれることになります。たゞにこの刑法の改正ない限りにあつて、実を擱んでいいらしいことになります。そこで起訴猶予といふものに対する処置並びにこの執行猶予

に該当いたしまする者と雖も、觀察に付するといひ一段進んだ方法、手段を以てするならば、二十三年度において七万の執行猶予があるとするならば、この制度によつて裁判所は必ずやこの新らしき制度を活用されて七万が十四万、或いは二十万になるんじやなからうか、こういうふうにも考えられるのであります。ここで私はこうした当初狙いとされましたる法案の提案理由中にもありますることは、著しき変化が生じて参りましたときには、もう一步私は退いて、折角のこの案については完全と行かなくとも、せめてもの狙いとするところの大部分を掲げて、そうしてこの案を活用するといひことに政府としてお考えになる意思なきや否やということをこの際お伺いたいと思います。尙、ここでの統計にありまするこの二十三年度の七万四百二十五人という執行猶予というものは、これは二十三年の年に言渡しただけでなく、ずっと二十三年中において執行猶予の処分を受けた者の累計じゃないですか。これをちょっと、この統計だけじや分りませんから併せてお答えを願いたい。尙、政府の方のお手許において從來起訴猶予になつたる者を、それが再犯を犯したという者がどのくらいあるか。又刑の執行猶予の取消がここにあつたようですが、この起訴猶予に対する場合と執行猶予の場合との率の比較をお分りなつておりましたらばお示しを願いたい。勿論起訴猶予の場合には從來檢察廳の扱いの実際を見ますると、いわゆる廣き意味においての不起訴、全然罪とならずして不起訴处分にした場合と、それから罪はあるけれども起訴を見合せるというような場

合とあるようです。これが一体いつも明確でないのです。それがために本人としては「應の調べは受けたけれども、何にも咎められることなくして終つた」というふうに感じてゐる場合が甚だ多い。これらについても何か適切なる方法がありやしないか。定めてこの点は御研究になつたことと思ひますから、併してこの際伺えるならば仕合せだと思います。

○政府委員(齋藤三郎君) お答え申上げます。終戦後の青少年の犯罪について非常に御苦心なり、或いはいろいろお考えなり、その構想については私共全く同感でござります。さような根本的の観点からこの法案、殊に修正された法案を考えますと、まだ十分でない点は多々あると思ひます。ただ私共を考えるのは、本年度経済九原則といふきつい鉄のたがに入りまして十分の予算も取れない、十分の人も頂けない。その際に非常に対象者を從來よりも飛躍的に多くするということになりますと、職員が幾ら勉強しても十分の成績を挙げ得ないということになりますと、却つて元も子も無くなるようなことを考へられるのであります。すると、さような点も考慮いたしまして、私共といたしましては、與えられたる予算で、與えられた人間でできるだけの勉強をいたしまして、そうしてこの保護觀察制度、日本で眞に新らしい制度のいわゆるパロール・プロベーションの制度を確立いたしまして、そうして次の國会、或いは次年度の國会において予算も頂戴し、増員も認めて頂いて、そして逐次対象者も殖して、そして理想的なものにする以外にはないのではないか。かように考へる次第

でござります。只今御指摘のようになります。訴猶予者の数が非常に多いのでござります。この起訴猶予者のうち、何人が又犯罪を犯して処罰せられるかということにつきましては、統計を持つておられませんので、調査の上お答え申上げたいと存じます。それから執行猶予の七万人という数は、やはり二十三年度の分は、二十三年度中に執行猶予の処分に付せられた者と、かようになつておるのでござります。又この執行猶予、起訴猶予の四十七万人の人の保護につきまして、どういうような構想を持つておるかといふお尋ねでございましたが、これについてもこの法案の立案中に研究いたしたのでござります。ただ新らしい新刑事訴訟法全体から、すでに御承知の通りに検事の認定だけで、犯罪を犯した、そうして保護觀察に付するということは、どうしても関係方面的の認められるところとならぬのでございまして、今後私共は保護觀察制度の確立と一緒に、簡易なる決定その他によつて裁判所が簡易なる手続きで保護觀察に付するというふうな制度を作ることが適切ではないかと、かように考えておりますが、廣汎の改正になりますので、今度の國会には提案する段取りにまで至らなかつた次第でございますが、立案に当たりましては、その点もいろいろ研究いたした次第でござります。

関する規定はありまするが、予防についての規定は殆んどない。何らの内容を持つたざる、名前だけを開きして、半頭狗肉の餌があるのじやないか。でこの予防については最も國家施設として深き関心と、それから早急にこの手を打たなければならんことが、私は更生に先立つて一番大きな国家事業としての仕事じやないか。この法案を作りに当りますしては、定めて予防の方策に対しましても相当に御研究になつておられたことと思ひます。ところがこの法案に予防に対する対策についての余り規定がないということは、どうしてこれがそういうことになつたのかと、いうことについての御見解を承わりたい。

すと、勿論犯罪予防につきましてはひどりこの委員会のみならず、警察或いは裁判所、その他行政各般が一面においては犯罪の防止といふことを考えておるのでありまして、さような廣汎のこととをこの委員会がいたすということは不適当ではないか。この委員会が一つの単位となつて、関係方面と又一つの機関を作つてやるのが理論的に正確であるというふうな意見がありまして、そうしてこの委員会は専ら再犯者の犯罪の防止というような限度にいたしました。そうしてあとは犯罪予防の活動の助長をするとか推進をする、お手伝いをするというこになりまして、中央委員会の方にもございますが、この事項については十六條の第一項の但書掲げる事項」、これは「犯罪の予防に關する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の發達を促進し援助すること。」この「第四号に掲げる事項は、この委員会の專権に属するものではない。」犯罪予防計画は皆ござるものだ。この委員会も片棒は担当が、これだけやるというふうなものでないということを書いた次第でございます。

他に対してそれで許可を受けて、その監視の違反によって前科者となつた者は大変な数に上つておる。監視法違反という者が大変な数に上つておつて、つまり保護觀察というのですか、警察官の觀察、これはまあいい意味になつておりますけれども、この觀察制度といふものは、もうすでに試験済であつて、而も非常に悪い。でこれを新らしい制度として礼讃されるということは、どうも私共はちよつとそのことと考え合わして見ると、誠に名案としては実は称讃を申上げることはできんと思ひます。のみならず、こうしたような制度を私は設けるといたしましたならば、少くともこれを機会に、やはりこの法案の名のごとく、予防の面において國家の施設としてもう少し大幅な案を以て臨むことが適當ではないか、ここで以て予防法案の一つの名前を取つてしまつて、僅か一項目か二項目で以て更生委員の権限とか何とかいうのを書いて置いて、それで以てこの社会状態の下に、滔々として犯罪が行なわれておりますところについての対策としては、余りにも貧弱というか、余りにも考へがなさ過ぎるよう思ひます。すでに衆議院においては、本法案と殆んど使命を同じくいたします刑法の改正についても再検討を要するとして通過困難の状況下にある。この際政府としてはこの法案については改めて一つ再検討を加えて、この適切なる社会状態に対する犯罪の予防といい、更生といい、これについてはせめてもの私は完全に行かなくとも、或る程度の完成すべきものの法案として、この制度を布いたならばどうか。改めて一つ再検討を加えて出直すという意思ありや否や

ということを伺います。

○政府委員(齋藤三郎君)　只今御指摘のような監視というふうな運用にならないように極力研究もいたし、努力もいたつつもりでござります。もとよりこの法案の狙いが、世間でややもするに犯罪者を刑務所に送れば永遠りと考える輕率な方もござりますが、すべて刑務所に入った者は一定の時期が来るとして出て來るのであります。出所するのではありません。その出所者が社会に対しはて反対的な氣分を抱いて出て來るということになりますては、本人のみならず社会も亦保護されないということになりますので、刑務所におきましては本人の更生教育ということに重点を置きまして、そうして行刑の仕事を一生懸命にいたしておる次第でございます。この法案におきましては、その刑務所の更生計画、教育計画に即應いたしまして、受刑者が刑務所に入りますと、直ちに社会復帰の方針を、本人の意見も十分汲入れまして、その社会復帰の方策を立てさせまして、そうして教育の効果を挙げ、できるだけ早く社会に出て、非常に自由を制限された世界から、いきなり無條件で世間の荒波に対抗せざるというような危険なことをしないで、中間の期間において、中間の場面を一つ作つて、そうしてその期間十分手厚い保護と指導をいたし、本人を更正します。又この法案が非常に理想より計画通りに社会に完全に復帰せしめられるという、こういう考え方でいたしていきますが、曾ての失敗のようなことのないようになります。又この法案が非常に理想より

遠いという点も、さような観察も確かにそういう点もございます。併しながら現在の仮釈放者、仮出獄者が、満期釈放者が例外であつて、仮出獄者が殆んど大半であるという現状でござりますので、これらの多数の人達に対しても、直ぐにでも一日も早くこれに対する指導監督、指導保護の手を差すべき必要があると存じますので、不十分の点については今後十分研究し、又保護觀察の成績を挙げまして、そうしてできるだけ早い機会に理想の状態を持つて行きたい、かように存じますので、改めて提案するという考えはないものでございます。尚又先程御質問の起訴猶予者と刑の執行猶予者の再犯状況の調べがございますので、これはお手許に差上げてあると存じますが、四枚目の裏の六というところにございますが、起訴猶予者及び刑執行猶予者の再犯状況というものがございます。昭和二十年だけに限つて申しますと、起訴猶予者が三十万、大きなナンバーだけ申上げますが、再犯者が一萬三千、その比率が四・六%、刑の執行猶予者は昭和二十二年度は四万六千人に対しまして再犯者が四千七百人、比率が一〇・二%、かような数字に相成つております。

語源から言いましても、寄附と寄與との異なる点は、小柳博士の漢和大辞典によりましても寄與というところに贈る、與える、寄贈する、國家社会等の利益幸福を寄せ與えるとあります。寄附のところに行きました、殊更に寄附とは金品を公共事業又は社寺の建築等に差出して補助すること、喜捨、こういうようになりますて、この二つの使い分けが金品の有無にかかるつてある。その日本語から申しましても、私はこの意味はこの應分の寄與とは物質的意味がない、こういうことを考えたのであります。若し然らずとすると、例えば公共のために財産を差出さなければならぬと、ということに相成れば、憲法二十九條の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」というこの憲法の趣旨と相矛盾する。たとえこの犯罪者予防更生のために出すことは公共のためでありましよう。併しこれを法律によつて強制されるというように誤解されることは正当の補償なくして利用されることになる、用いられることになる、こ ういうので私は断じてそういう意味では解したくない、こう思います。これを英語で説すればレンダー・ヴァリュアブル・ヘルプということになるそ うであります。私のこの考えが間違ひがないか、更に御確言を願いたいと 思います。

いて、文ややもすると白い目で見られ  
る。そういうことのないよう、この  
法案の趣旨に賛成をして一つ精神的に  
協力援助をして頂きたい、こういう意  
味で物質的な寄附というものは書いて  
いない、かような次第であります。

○松井道夫君 三十三條の三項により  
ますと「第一項第一号に掲げる者の保  
護觀察の期間は、本人が二十歳に達す  
るまでとする。」ということになつてお  
るので、現行法ですと幾つまでで  
きるのでしようか。

○政府委員(齋藤三郎君) 現行法によ  
りますと、二十三歳ということになつ  
ております。

○松井道夫君 現行法で二十三歳まで  
できるというのを特に二十歳まで減ら  
すという理由を伺います。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今のお尋  
ねにお答え申上げます。現在の法律に  
よりますと、改正前の少年院に関する  
矯正院法によりますと、二十三歳、少  
年院の收容期限が二十三歳、そして保  
護觀察の期間も二十三歳、かよくな  
つております。これが新らしい少年院  
法によりまして、少年院の收容の最高  
限、一應の最高限でございますが、一  
應の最高限が二十歳に相成つております。  
それ以上特に必要があつて收容す  
る場合には、改めて家庭裁判所の決定  
を必要とすると、かよくなつております。  
原則として二十歳といふことに  
相成つておりますので、この飼察とい  
うものもそれに合せまして、そうして  
二十歳というふうにいたしました次第であ  
ります。

○松井道夫君 保護觀察ということ  
は、本人を收容してやるということと  
これは非常に違うのであります。現

にこの法律の精神は、例えばこの三十三條の四号と三号も入ると思いますが、成るべく保護觀察に付して再犯に陥らないようにするというのが、その精神でないかと存ずるのであります。が、更にこの法律の第二條で、十四歳以上二十三歳までが青少年だというところで、この少年委員会ですが、これがそれを受けます青少年については受け持つということになつておるのであります。然るにここにこの三十三條の第一項に当るものをして二十歳までにする。現行法より更に縮めて二十歳にすると、いうことは、その傾向と全く逆行するもので、どうも納得できないと思うのですが、これを現行法通り二十三歳ということにいたして、どういう不都合があるのですか。

これから完全に社会に復帰するまでの或る期間、これを保護司が監督する。それによつて又遂に少年院に收容しておる時間が短くなつて、前と後から段々その制度を発達させまして、そつとして收容の期間を少くする。こういうような考え方で全体ができるのでござります。従いまして保護觀察という期間と收容の期間といふものが、やはり一緒になことが一應理論的ではないかといふ、全くそれだけの考え方ございまして、格別松井委員の仰せられたようにはございませんが、まあ收容よりは軽い処分になる、收容処分が二十歳が一應最高限ならば、それよりも軽い処分なんだから、それより期間が長いといふのはおかしいのではないかといふ、それだけのことであります。

だ制度であるのに、その進んだ法に一步々々進んで行く、という意味の大法典の制定の上において、どうも二十歳というものが分らないのですが、まあ御説明がそれまでなら、それで結構ですが、要するに二十三歳までと旧法のようにしても、別に格別いろ／＼な法律上で支障は起ることはない、というふうに思いますが、その点はどうでしようか。

りまして、この三十三條の第二項にございまするが、保護觀察は刑期と同じ期間である、それ以上には延びないという思想でありましたので、それで三十三條三項も少年院收容の一應の量限で起算する、こういうような考え方でございます。

○松井道夫君 そうすると、この三項の建前では、満二十歳に達してからは、要するに言葉は悪いんですけれども、一應野放しになる、こういうことになるわけですね。

○政府委員(齋藤三郎君) 二十歳を過ぎたならば野放しになるのかという御質問だと存じますが、この場合御察期時間が二年に満たない場合は二十歳半満、十九歳十一ヶ月というような場合には二十一歳と十一ヶ月ということになりますれば、そうでない十六歳ならば、十六歳で保護觀察に付されれば二十歳でこの保護觀察は解除になるというか、効力がなくなるというようになります。

○鬼丸義齋君 本法案において地方成人委員会と地方少年委員会とは別々になつておつて、そうしてこれを中央委員会で又取纏めて、中央委員会の方では少年委員会と成人委員会を合してやる。当初中央においてもやはり成人委員会と少年委員会と別々になつておつたのが、中央委員会では一つになつたと聞いておりますが、これは何故か方における少年委員会と、それから地方成人委員会といふものを別に置く必要があるのか、勿論理由はあります。うが、非常に経費も違つて参りまして、又事務の進捗上においてもこれ分設することがどれ程の利弊があるかを御説明願いたいと思います。それ

から尙第三條第一項の規定により、法務府の外局としておりますが、部内の一局とすることと外局とすることとににおいて、責任の所在が違つて來ることになるのか、或いは外局としての独立機関の官廳となるのであるか。それから併せてこの委員長といふのは、公務員としてどのくらいな地位になるのか、特に從來の公務員の構成と異なつて、本法案において委員長と、名前を改めたことは、恐らく一つの進歩したる民主的な名前として用いられたことと思いますが、殊更その点を本法案において明確にしてないのはどういう趣旨であるか、それから尙この委員会の委員の資格條件について非常に大幅な書き方をしてある。結局第一項においては「教養、経験、学識及び人格を有する者」とか、「日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團体」への加入を制限しておるとか、まあ二の方は大したことはありませんが、結局一だけに委員の資格といふものをつけたてある。この委員としては殊更、よく他の委員とか公務員とかになりまするについての資格について、禁治産者とか或いは前科ある者とかいうものを纏めておる。この委員としては拘わらず、この委員会の委員の職務の権限は相当な大幅のものであり、事業の性質から言つても國家的機關としては相当なものであると思うに拘わらず、これだけに限つてその間に何らの制限規定がない。それは前科を持つ者であつても、却つてそういう体験者の方がいいというような場合もあり得るを見たのであるか、或いはやはりこういう委員はそういう反則者に対する儀

表的・人物でなければならんという点に立つのか、これは一体どうしてそんな手放しなことにしたのであるか。尙ほこの法案中にときどき使つてあります「人格を有する者」というのですが、私はこの人格というのには、法的にはいろいろなことに用いてあつて、権利主体となるものを人格という場合もあり、いろいろに用いておるのであります、そういう人格という場合もあつてちよと分らんが、この際法律を作るのであるから、意義を確立して貰いたい。政府委員の責任のある解説を頼うことが必要だと思います。

局として置かれるということになつておられます。直接法務総裁に付いてその下にあるものというふうに解釈いたしておられます。責任はやはり法務総裁が最終の責任をおとりになるということになりました。それから中央委員会の資格でございますが、中央委員会の委員は勿論國家公務員法にいう國家公務員でございますが、一般職員にあらずして、一般職と違いまして、國会の同意を得てなるのでございまして、特別職ということになつて、國家公務員法その他の條文が適用にならないのです。従いまして、中央委員につきましては、服務規律は、服務に関する國家公務員法の規定を準用するということにいたしておるのでござります。委員につきましては、上院、下院の議員に於ける任命に法務総裁が任命するに当りましては、上院、下院の議員を簡素にいたしましたのは、中央委員会の委員の任命に法務総裁が任命するに当りましては、上院、下院の議員を得て、そうして任命するといふところによりまして、資格要件をそろそろ細かにする必要はないというふうに考えた次第でございます。尙第五條の第一項に「人格を有する者でなければならぬ」ところにいわゆる人格者というものは、勿論いわゆる人格者という場合の人格であります。さように承知いたしております。

明を願いたい。それから、従つてこの外局となられる中央委員会ですね。中央委員会はこれはやはり一つの独立官廳として、經理その他はやはり別にであります。しかし、それが一つ伺いたいと思います。

○政府委員(藤井三郎君)　お答え申上げます。只今言葉が足らなくて申訳ございませんが、勿論法務府の中のものでございますが、内局ではなくして、外局ということになると存じます。その結果どういうふうに違うかと、いうことについては、この普通の内局でございますると、官房において、人事、会計をいたすということになると思います。從來ならば次官の下に内局になります。結局法務府内のものであります。外局は直接大臣の下に付くがあつた。外局は直接大臣の下に付くということになつておりましたが、同様のことになつておるようには私は解しております。人事その他文書等のことをいたし、事務については、各長官が法務総裁の下におられまして、そうちでその内部に内局がある。それと別個に横から一本筋を下ろして、そこに更生中央委員会といふものがある。従つて建前は内部でやることは人事なり会計なりをやる。この法務によりましても、この事務局がありまして、三部ございまして、二十條に中央委員会には總務部、少年部、成人部とあります。それと別個に横から一本筋を下ろして、そこへ更生中央委員会といふものがある。従つて建前は内部でやることは人事なり会計なりをやる。この法務によりましても、この事務局がありまして、三部ございまして、二十條に

らそういうことが生じて参つたのですか。どの必要から出たのでござりますか。尙、先程地方少年委員会と地方成人委員会とが別でなければいかん。どうも一緒に出入りが一緒でおかしいというようなことのために、我々はこんなものを作るということになるならば、これは大変意味が薄いように思う。もう少し何か有力な理由があるのですか。出入りがあるから一緒に持つて行くのはいけない。裁判所に対して行くものも一緒になるし、そんなことの理由だけではないのじやないか、もう少し詳しく述べます。

問題を考えまして、中央委員は直接当るのではなくから、一本でもよろしくはないかという程度の考え方でこうなつたのでござります。  
○鬼丸義彌君 最後に一つ……大体この法案とものは、全体を見て私共は悉く目新らしいのと、余り実際に当嵌り過ぎて信奉し過ぎると、実はどうも隔靴搔痒の感を免れないで、惡口を言うならば、満身創痍の案だと思う。であるからもう少し徹底したる一つの案として、折角作るならばやりたいと思うのですが、大体これはその法務廳の作られた案か、或いはそれとも関係方面から示された案によつてできただけですか、その点をお差支えなければ……。

○委員長(伊藤修君) ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(伊藤修君) 速記を始め。

○深川タマエ君 法務廳といふところは、やはり管轄の性質上、同じく青少年の予防更生の方を取扱つております。でも、文部省とは大分子供の教育については、性質が違いますので、殊にこの法案などは露骨に申しますならば、九原則と関係いたしまして、財政が困窮いたしておりますので、監獄の設備も職員も廃すことができないので、一方で犯罪人が激増いたしますので、比較的過激性の少い二十歳以下の青少年はできるだけ社会の方に出して置きまして、監督の目を光らせておいて、どうもいけないのは又再び検挙する、こういう目的のためにできる法案だらうと存じます。それならばこれで私大体纏まつておると思うのであります。併しついでに申して置かなくちや

ならないことは、この法務廳といふところは、やはり当然激増しつつあるこういう青少年の犯罪をですね、防止いたさなければならぬ立場におりますので、当然やはり文部省ともう少し連繫を緊密にされまして、從來のセクションナリズムの事務をとられないで、余程提携してなされないと効果がよく上らないと思ふのであります。それで從前でしたら、同じく青少年の保護監督と申しましても、青年團体などがありまして、落伍者もなく、お互に自治制度が発達しておりますたし予算なども纏もあつて大変成績が上つておつたのですが、この頃はそういうことがないのみか、教育の基準そのものがぐらついておりまして、やはり戦争中は日本は國家思想が第一を占めておりまして、その外に生活を裏付ける思想とか、人間存立の基礎というようなものがあるそかにされておりまして、戦争の結果國家思想が御破算になりましたから、青少年はよりどころを失つて、或いは何かに取り縋ろうといったおる格恰で、こんな結果になつたと思うのでありますので、それについてやはり文部省の方では至急にこの日本の青少年の德育の基準を定め、そうしてどうぞし訓練をしなければならないと思ひますのに、今日の國民学校、中等学校では、お修身の学科もなく、朝礼式というものもございません。極めて、青少年に定められおります德育の時間が省かれておりますので、その面にもつと強く眼鏡して、法務廳と文部省と提携して、一つ御努力願いたいと思ひます。ついでに申しますと、地方を監察して歩いておりますと、土地によりますと青年男女の度を過したダンス

等も危険性を孕んでおるようであります。お氣付いかどうか存じませんが、峰の巣の子供たち、「手をつなぐ子ら」という映画がござりますが、これが非常に家出入を増加させて、少年の犯罪の原因になつておりますようありますし、かすとり焼酎はどうやら最近取締つたのでありますから、それなども各地で非常に青少年を害しておるようではあります。それから賣淫取締法などを急出して貰いたいと思ひます。こういうようなものがありますと、やはり青年が悪くなると思ひますので、こういう点に一應御注意願いたいと思いまして、希望を申上げて置きます。

○政府委員(齋藤三郎君) 只今御指摘の点、十分に注意いたしまして、少年問題の解決については十分努力いたしたいと存じます。

○委員長(伊藤修君) 一点明らかにして置きたいのですが、衆議院で目下審議中の刑法の一部を改正する法律案ですが、今度衆議院で大体廃案になる予定らしいのですが、そうすると、その中で本案に關係する部分として、刑法第十九條第一項第四号を改正する案とて、「四」として「仮出獄中遵守すべき事項ヲ遵守セサリシトキ」という改正案があるのですが、これが廃案になりますと、本案の四十五條と三十四條にて連繋して來るのであるが、その場合に現行刑法がこの改正法に代つて生きて來ることになりますから、現行刑法の「仮出獄取締規則ニ違背シタルトキ」というこういう一條项が四十五條の「遵守すべき事項」とかいうことに適合することになりますから、それによつて三十条の列挙されたる事項及びその以外の事項が、その内容に含まれるかどうか、

か。解釈上多少疑義があると思つて、刑法改正案が出ると思つておつたのですが、それが廢案になると、これとの繋がり、現行法との繋がりはどういうふうになるか、その点を明らかにして頂きたいと思います。

○政府委員(齋藤三郎君) お答え申上げます。刑法の二十九條の第一項第四号に「仮出獄取締規則ニ違背シタルトキ」と書いてございまして、その仮出獄取締規則は、刑法の決まりました直ぐの四十一年の議会で決まりました監獄法の六十七條で、その取締規則という特定の規則は当初からなくて、要するに「仮出獄取締規則」と言つておりますが、仮出獄取締規則といふ特定の規則は、当初からなくて、要するにあります。それで今度の犯罪者予防更生法施行法案におきまして、この仮出獄取締規則であります監獄法六十七條「仮出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ、一、正業ニ就キ善行ヲ保ツコト」云々として三号ござります、これに対應するものとして、解釈上三十四條の「保護觀察に付されている者」には勿論仮出獄も入つておるのでございまして、仮出獄者は「第三十一條第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項……」のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。」と書いてござりますので、この一般的な一号から四号の外に、個別的に地方少年委員会或いは地方成人委員会が本人につき更正

上特に必要だという事項を決める場合  
がございます。例えて言うと、田舎へ帰  
ら家出して來て犯罪を犯したという少  
年について、田舎へ帰りなさいといふ  
ような條件を付すれば、それがやはり  
仮出獄取扱規則の内容になるものと  
かようく解釈上なるようになつて解いたし  
ております。

○委員長(伊藤修君) それならば、何  
故刑法の一部を改正する法律案に「四」  
としてこういう改正案を出されたんじ  
すか。当然解釈ができるといふなら  
ば、何故出されたんじですか。

○政府委員(齋藤三郎君) ただ表現上  
やはりその方が、「遵守スヘキ事項」と  
こう言つておりますので、その方が非  
常に解釈上誰でもすらつと分るといふ  
観点からでござります。

○委員長(伊藤修君) そうすると、そ  
の刑法の一部を改正する法律案の中に  
あるところの「仮出獄中遵守スヘキ事  
項ヲ遵守セサリントキ」とあるのは、  
現行規定の解釈の疑義を解決するため  
に、明らかにするようにされたんじですか。  
か。

○政府委員(齋藤三郎君) さようです。

○委員長(伊藤修君) 現行法でも解釈  
できる、こういふふうに伺つてよろし  
いですね。刑法の現行法は改正しな  
ことになりますね、これが廢案になる  
のですから……。

○政府委員(齋藤三郎君) そうでござ  
います。

○委員長(伊藤修君) だから、その齋  
藤がりを聞いておるのです。

○政府委員(齋藤三郎君) それでいい  
といふ解釈……。

○委員長(伊藤修君) 現行法で解釈が  
できるといふのですね。

○政府委員(齋藤三郎君) 形の上ではやはり、遵守すべき事項を遵守しなかつたときというのが、誰が見てもはつきり分るという点はござりますが、解釈上それだけのことと刑法を改正するというようなことも如何かというような……。

○委員長(伊藤修君) 当然できるといふならば、政府がこの改正案を出されたことが誤まつておるのでですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 誤まりと申しますか、その方がすらつと分る……。

○委員長(伊藤修君) だから、疑義を解決するために……。

○政府委員(齋藤三郎君) そうです。

○委員長(伊藤修君) そのために出されたというならば納得行くけれども……。

○政府委員(齋藤三郎君) 疑義を避けるというのであります。

○岡部常君 念のためにお伺いいたしましたが、委員の資格に官吏も含まれておりますか、どうですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 中央委員ですか。

○岡部常君 中央、地方、両方共……。

○政府委員(齋藤三郎君) 國家公務員法にいう公務員でありますから、兼務の形ならば可能である、かように解釈いたします。

○岡部常君 この人選はまだ御発表になれますまいけれども、中央には何名官吏を充てるというようなお考はなさうに考えられますか、地方では実際現実の問題が沢山あると思いますので、これはやはりそれに關係の深い官吏をお使いになるつもりがありますか、どうですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 地方委員会



る、どういうことを想像しておられるか。判検事ならば分ります。今申上げたように判検事以外の公務員で、どこの役所にもそういうことがあるといふ心配の規定は、私は必要ないと考えます。具体的な場合を想像しておつしやつて頂きたい。

警察の職務を執つておるとか、或いは  
知事の職務を執つておるというような  
方に、さうなことがあり得ると思う  
のであります。併し御説の通り、さよ  
うな場合は非常に少ないかと存ずるの  
であります。

○松井道夫君 第四十條の規定によりますと「弁護士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会」云々、「会則に違反するときは、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができる。」ということになりますが、他方第六章の日本弁護士連合会の規定の中には、日本弁護士連合会の総会の決議が公安を害するとき、その他の法令に違反するとき、これを取消すという制度はどこにも書いてないであります。弁護士会は最高の自治を持つおられるということは、先に承わつたところと結構なことであると存ずるのでありますけれども、併しながらやはり國家の制度としてある以上は、治外法権の觀のあるようなことは、これは弁護士の立場としても考慮すべきものではないかと、私は存ずるのであります。それで實際お

適用のある、なしということは別であります。しかし、谦虚な考慮をいたしまして、日本弁護士連合会の総会の決議が、公益を害するとき、その他法令に違反するとき、何らかのこれを是正する方法を設けるということは、これは理由があることでないかと私存するのであります。ただ弁護士会、若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するという場合は、これは自治機関でありますから、自分の規則に違反しておつても外部からされこれというべき筋でないと思われる。内部でいろいろ論議せらるらべきだと思いますから、それは必要ないと思うのであります。公益を害するときと、法令に違反するときには何らかの方法を設けることを考慮したらどうかと思うのであります。例えばそういつたような場合に、法務裁判が相当期間内に東京高等裁判所に、決議取消の訴訟を提起することができるといったよう規定であります。

適用のある、なしということは別であります。谦虚な考慮をいたしまして、日本弁護士連合会の総会の決議が、公益を害するとき、その他法令に違反するとき、何らかのこれを是正する方法を設けるということは、これは理由がありますから、あることではないかと私存ずるのであります。ただ弁護士会、若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するという場合は、これは自治機関でありますから、自分の規則に違反しておつても外からかれこれというべき筋でないと思われる。内部でいろいろ論議せらるべきだと思いますから、それは必要なういとと思うであります。公益を害するときと、法令に違反するときには何らかの方法を設けることを考慮したらどうかと思うのであります。例えばそういったような場合に、法務総裁が相当期間内に東京高等裁判所に、決議取消の訴訟を提起することができるといつたような規定であります。

反する行爲をなすというようなことは稀有の場合であろうと思うのであります。恰も最高裁判所の裁判に対してもそれを攻撃することができないよう、日本弁護士連合会の行爲に対しましても、この弁護士会を尊重する意味においては、その地位に立つて、別に監督するとかいうようなことを申ししているのではありません。最高裁判所の裁判に対する態度は、まさに、この弁護士会を尊重する意味において特にさような規定を設けなかつた次第であります。

稀有の場合であらうと思うのであります。恰も最高裁判所の裁判に対してもこれを攻撃することができないよう、日本弁護士連合会の行為に対しましても、この弁護士会を尊重する意味において、法務総裁等の監督下に置かない方がいいと思うのであります。さういう意味において特にさような規定を設けなかつた次第であります。

○松井道夫君 私の申上げるのは、法務総裁が弁護士連合会を監督するといふようなことを申上げているのではないので、最高の自治機関を監督するとかいうようなことは、これは今問題にはなつておらないのであります。最高の自治機関で監督機関がないということについては先にお尋ねいたしまして、明快な答弁を承わつておるのであります。ただこの四十條の弁護士会、これも日本弁護士連合会の構成分子でありまして、勿論高い教養を備えてお

知の通りの異議の申立ても許して、いるのであります。又最高裁判所の判決が悪ければいる（批判もされまして、法律上國民がこれの資格の審査をいたすこともできるのであります。でありますから、決して最高裁判所は治外法権ではない。むしろ憲法を守る機関であるということは申上げるまでない。それでこの私の言うような規定がございませんと、日本弁護士連合会に限つてこの治外法権が主張できるというような形になるのでございまして、謙虚な立場に立ちますれば、私の言うような考え方が成立するのではないかと思うのであります。が、実際においてどうでありますか。

○衆議院議員（北川定務君） 御承知の通り、この法案にもありまするがごとく、日本弁護士連合会の諸君は各地方の弁護士会の指導、監督、連絡等の仕事を携わつしているものでありますて、特にお説のような公益を害するような決議をする、法令に違反したるところの決議をするというようなことはあり得ないと思うのであります。若しさようなことがありまして、個人の権利を害するようなことがありまするならば、それは又別個の法律問題として取上げられることと思うのであります。

又本質的に見まして日本弁護士連合会が完全なる自治機関でありまする立場からいたしまして、その自治機関がなした行爲を取消すというようなことは、自治の本質からしましても適當でないかと思うのであります。

○松井達夫君 場合は違うかも知れませんが、これは地方自治法におきましても、これは議會が不当な決議をする、或いは執行者が不當なことをする

知の通りの異議の申立ても許してい  
るのです。又最高裁判所の判決  
が悪ければいろ／＼批判もされまし  
て、法律上國民がこれの資格の審査を  
いたすこともできるのです。で  
ありますから、決して最高裁判所は  
治外法権ではない。むしろ憲法を守る  
機関であるということは申上げるまでも  
ない。それでこの私の言うような規  
定がございませんと、日本弁護士連合  
会に限つてこの治外法権が主張できる  
というような形になるのでございまし  
て、謙虚な立場に立ちますれば、私の  
言うような考え方が成立するのではないか  
かと思うのであります。が、實際にお  
いてどうでありますか。

○衆議院議員(北川定務君) 御承知の  
通り、この法案にもありまするがごと  
く、日本弁護士連合会の諸君は各地方  
の弁護士会の指導、監督、連絡等の仕  
事に携わつてゐるものでありまして、  
特にお説のような公金を害するような

というような場合に、これが個人の権利を害するというような場合は、勿論これは行政訴訟にもなる場合があると存ずるのであります。若し違法な決議、或いは行為をするといふような場合には、これはリコールの問題とか、いろいろ法律に規定されておりまして、決してその間是正の途がないわけではないのであります。でありますからこの日本弁護士連合会におきまして個人の権利を害するような決議をしてたというような場合に、これは又他の救済機関、方法があるといたしましても、公益を害するとき、その他法令に違反するとき、そういつたような個人の権利を害するというような場合であります場合に、やはりそういうことありません場合に、やはりそういうことを考慮してする必要があるのじやないかということを考えるのでありますが、提案者において見解がそれと違うんだと、そなう主張されるならば、それは又見解の相違として承わつて置くより仕方がございません。



昭和二十四年六月十六日印刷

昭和二十四年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局